No. **79**

発行 15.5.11

JR東労組業務部

與30号

第1項「住環境制度の改正」に至る経緯と改正目的を明らかにすること。また、JR他社 ならびに他企業における住環境制度の現状について明らかにすること。

○制度改正の目的

- ○JR他社の社宅の状況
- ■社員の持家取得を促進する
- ■持家居住者の受益格差是正
- ■社宅利用機会均等の促進
- ■社宅入居制限実施(50歳の年齢制限): JR北海道、東海、四国、九州
- ■年齢により家賃が上昇する傾斜家賃制度:JR西日本
- ■JR貨物は、社宅使用を制限する制度はない

○他企業の状況 ■社宅保有企業の90%が、社宅使用を制限する制度を導入している

福利厚生の会社負担額

【賃貸住宅】援助金支給額 月額 30,000円(特定地域) ⇒ 年間合計 360,000 円

【所有住宅】援助金支給額 月額 5,000円×12ヵ月

住宅ローン支援制度 年額 144,000 円 (特定地域) ⇒ 年間合計 204,000 円

【 社 宅 】維持管理費は会社負担、具体的な金額は示せない!

福利厚生の負担割合

杜宅 賃貸 持家 🗆 💙 社宅 賃貸 持家

具体的体数值积定表体《、 制度改正をするのか!?

恃家率が向上していないことが明らかに・・・

1999 年は 39%。現在もあまり増えてはいない。住宅ローン支援制度「*成果が出たかな?*」というもの

第2項「社宅利用者と社宅以外に居住する社員の受益格差の是正」および「社宅の利用機会均等を推進」の必要性に ついて具体的に明らかにすること

- ーストハイム(EH)入居者はなかなか出ない。入居したい若い人が入れない。
- ■EHは、入居と退居の比率が10%未満。他の社宅は15%~20%稼働。
- ■入居待機希望者数は把握していない。「年齢制限」ではなく「15年制限」で公平。

第3項「住環境制度に関する福利厚生費の会社負担額を明らかにする事。また、制度改正に伴う会社としての新たな負担額に 対する考え万を明らかにすること

所有住宅支援一時金を20万円とした理由を明らかにすること 第6項

JR東日本の1日の売上 **げは、約20億円・・・。**

家具・家園を買うために使ってもらえれば・・・ (年間)1.500名×女授会20万円で、約3億円の会社負担増! 会社の折たな負担=折規庫 1棟(30戸)の社名廃止で、維持管理費が年間450万円削減!!

第4項 住環境制度の改正に伴い、将来にわたる社宅の配置箇所および配置規模を明らかにすること

緈

築40年の老朽化と耐震強度対策が優先。耐震がNGの社宅は廃止していく。 全国の社宅戸数、入居戸数、築年数については、別途示す。

を明らかこし、